



## 下松市妊産婦アクセス支援事業



遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊産婦に対して、該当施設までの移動にかかる交通費および出産までの間該当施設の近くで待機するための宿泊費の助成を行う事業です。

### 【対象者】

自宅（または里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦さんは、最寄りの周産期母子医療センター）まで概ね 60 分以上の移動時間をする妊産婦。



### 【助成内容】

#### 1 助成概要

最寄りの分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでの交通費および分娩取扱施設の近隣で待機する場合の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）

#### 2 助成額

##### ○交通費（1 往復分）



移動に要した経費の8割

- ・タクシー、鉄道やバス等の公共交通機関での移動の場合は実費額の8割
- ・自家用車での移動は1 kmあたり37円を乗じた額の8割

##### ○宿泊費（上限 14 泊）

宿泊に要した費用 1 泊あたり 2,000 円を控除した額（12,000 円を上限）

### 【申請期限】

出産日から 1 年に達する日までに申請してください。

### 【必要書類】

- 1 下松市妊産婦アクセス支援助成申請書兼請求書
- 2 タクシー利用の場合は、タクシー利用者、利用日、利用料金が確認できる領収書等
- 3 宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数、宿泊費が確認できる領収書等
- 4 出産日および分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等の写し）



### 【問合せ先】

申請を希望される方は、下松市こども家庭課へお問合せください。

下松市こども家庭課（市役所 1 階 20 番） TEL0833-45-1880/FAX0833-41-6220